

# 家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳

大日方 克己\*

キーワード…受領、藤原行房、正税返却帳、出雲、公文勸会

## はじめに

平安中期の財政の実態を明らかにしうる史料として、早くから『平安遺文』に一一六一号文書として収められた承暦二年(一一七八)「主税寮解」すなわち出雲国の正税返却帳が知られてきた(以下出雲国正税返却帳)。十世紀から十一世紀初頭にかけての各年度の正税の勘出を記載するこの文書は、律令制下以来の中央と地方の財政構造が崩壊し再構成されていく状況を検討するなかで、多くの論考でとりあげられてきた<sup>1)</sup>。しかし、いずれも主として『平安遺文』に依拠した記載の利便にとどまって、史料そのものの基礎的研究は高橋崇氏以来それほど深められてきているとはいえなかった。

筆者は旧稿において、この文書が延久二年(一一七〇)・三年・四年・承保元年(一一七四)および某年度の同内容の正税返却帳の断簡であり、承暦二年十二月末日付で一括して作成されたこと、『平安遺文』は

そのなかの延久二年帳を基本に翻刻したものが署判末尾などに欠落があること、各年度帳間の字句の脱落、異同等を指摘した<sup>2)</sup>。最近では鈴木一見氏が勘出の観点から出雲国正税返却帳を全面的にとりあげて分析し、公文勸会のあり方と正税返却帳の関係を明らかにされるなど<sup>3)</sup>、ようやく基礎的な分析が進みはじめている。しかしなぜ正税返却帳が承暦二年になってから承保元年以前の同内容のものとして一括して作成され、なぜ九条家本延喜式の裏文書として伝来したのかという、この史料の性格を規定する根本的な問題はまだ十分に明らかになっていないとはいえない。

本稿ではこの問題の解決をめざしたい。そのためにはまず出雲国正税返却帳に関係する国司を明らかにする必要がある。そこで十一世紀後半の出雲国司とその在任期間を検討し、ついでそのなかでも撰関家司司で出雲守となった藤原行房に着目することにより、出雲国正税返却帳の作成された事情を明らかにしていきたい。

\* 島根大学法文学部

## 一 十一世紀後半出雲国司の在任期間の検討

平安後期までの各国司については、宮崎康充編『国司補任』<sup>4</sup>に補任、見任、遷任のほか前任の史料の典拠がほぼ網羅的に示されている。しかし見任、前任の史料しかみえない国司の在任期間は必ずしも明らかになっているわけではない。そこでまず出雲国正税返却帳の前後、十一世紀後半の天喜年間から承暦年間までについて在任期間を検討する。

### 1 補任・任終または見任の史料が明確な国司

#### ①大中臣頼宣

後に伊勢の祭主となる大中臣頼宣が出雲守に任じられたのは、『祭主補任集』によると天喜元年（一〇五三）正月である。任終年は不明だが、次に史料にみえる治暦四年（一〇六八）二月から祭主に補任される前日の永保元年（一〇八一）五月二十九日までは前出雲守としてみえる。一任四ヶ年とすれば天喜四年末か五年初には任を離れたと推測され、矛盾はしない。寛治元年（一〇八七）十一月、大嘗会の叙位で大中臣頼宣は従五位上に叙されたが、『出雲国未勅公文』とされ、離任後も公文を勅済しないままになっていた。

#### ②藤原章俊

「杵築大社造宮遷宮旧記注進」によると藤原章俊は、康平八年（治暦元年、一〇六五）正月に杵築大社造進の功により出雲守を延任となり、治暦三年（一〇六七）二月六日に得替となって新司藤原宗実に交替した。

「杵築大社造宮遷宮旧記注進」は宝治二年（一二四八）の杵築大社造

宮に際して、国衙の杵築大社造宮記録を編纂したものとされ、歴代の国司毎に記事が整理されている。前欠だが、康平五年（一〇六二）四月十三日・二十一日の立仮殿と推測される記事以降が現存しており、治暦三年（一〇六七）二月一日の正殿遷宮の直後に藤原章俊の得替が記されているので、ここまでが守藤原章俊の事績としての記載だと判断される。

治暦度の造宮は、康平四年（一〇六一）十一月ころの顛倒<sup>9</sup>からはじまる。顛倒は不慮の事態ではなく、新たな正殿造宮のために意図的に倒したものと考えられ、造宮の計画と実施の中に位置づけられるべきものである<sup>10</sup>。

「杵築大社造宮遷宮旧記注進」には、この後の杵築大社造宮として守藤原頼頼による永久度、守藤原光隆による久安度のものが記載されている。永久度の造宮は藤原頼頼が出雲守に任じられた直後の天仁元年（一一〇八）か二年に「顛倒」して造宮作業が開始され、頼頼が参河守に遷任した直後の永久三年（一一一五）六月十八日に造宮なった正殿に遷宮している。久安度の造宮は、藤原光隆が出雲守に任じられた後の保延七年（永治元年、一一四二）六月七日に「顛倒」して作業が開始され、久安元年（一一四五）十一月二十三日に正殿に遷宮し（実際は火災のため十一月二十五日）、直後の久安二年十二月二十九日に藤原光隆が但馬守に遷任している。いずれも新司が任じられた直後、正殿の「顛倒」つまり取り壊しから造宮作業がはじまり、完成して遷宮するのと前後して遷任している。この間、いずれも延任または重任されているので、受領一代の任中の事業として遂行されていることがわかる<sup>11</sup>。

このことからすると藤原章俊もまた、出雲守を延任された康平八年

（一〇六五）正月から一任四ヶ年をさかのぼった康平四年初に出雲守に任じられ、その後「顛倒」から造宮作業を開始したのではないかと考えられる。すなわち、藤原章俊の出雲守在任期間は康平四年（一〇六一）初〜治暦三年（一〇六七）二月六日とろう。

#### ③藤原宗実

藤原章俊の次に出雲守に任じられた藤原宗実は、『水左記』には承暦元年（一〇七七）十月から十二月にかけて前出雲守とみえる<sup>15</sup>。同年八月二十九日に出雲守藤原清綱が任途中で死去しているので、藤原宗実はそれ以前には出雲守の任を離れていることになる。

なお『栄花物語』巻三九には、承暦二年（一〇七八）十二月の斎宮媼子内親王御禊の従駕者として、「小野宮の中納言（兼頼）の御子の出雲守」がみえる。藤原宗実を指しているが、このときの出雲守は源経仲であることが明らかなので、「前出雲守」とすべきところである。

#### ④藤原清綱

『水左記』承暦元年（一〇七七）八月二十九日条によると出雲守藤原清綱が疱瘡で死去した。

藤原清綱の前任は安芸守だったので、出雲守に任じられた時期を考えるために、安芸守在任期間を検討する。まず安芸守に任じられたのは延久四年（一〇七二）である（『魚魯愚抄』）。また延久四年九月十日付「安芸国符」に「大介藤原朝臣（花押）」の署判がみえる<sup>18</sup>。この国符は保延五年（一一三九）六月日「藤原成孝同範俊連署寄進状」に「相伝讓文」の一つとしてみえる「一枚 同頼方可<sup>19</sup>執行 三田郷国符」延久四年九月十日守清綱判<sup>19</sup>」に相当する。したがって延久四年九月時点での安芸守在任が確認できる。

藤原清綱の死去五日前の八月二十四日に疱瘡で死去した安芸守雅房<sup>20</sup>が清綱の後任の安芸守だと考えられる。延久元年（一〇六九）二月十七日に陽明門院判官代に任じられた因幡守雅房と同一人物だとすると、『為房卿記』延久五年正月三十日条に（姓欠）忠孝が因幡守に任じられたとあるので、雅房は延久五年初までに因幡守の任を離れている。藤原清綱は延久四年に安芸守として見任なので、雅房が安芸守に任じられたのも、清綱が出雲守に任じられたのも、延久五年以降となる。藤原清綱が出雲守任期の途中で死去したとすると、さかのぼっても任命されたのは承保元年（一〇七四）以降となる。仮に安芸守を一任四ヶ年つとめたとすれば、承保三年に出雲守に遷任したことになる。したがって藤原清綱は承保元年〜三年の間に出雲守に任じられたとみられる。

#### ⑤源経仲

『水左記』承暦元年（一〇七七）十月三日条によると、この日の除目で藤原清綱死欠の後任として出雲守に任じられたのが源経仲である。

承暦元年（一〇七七）は疱瘡が流行し、『水左記』では七月下旬から九月にかけて受領を含む多くの死者名を記している<sup>22</sup>。こうした欠国の受領への推挙を求めて、十月三日の除目を前に上卿権大納言源俊房の許へも訪問者が相次いだ。十月二日には、伊賀守藤原親房が欠国申文を持参し、興福寺塔・廻廊等造宮の功により尾張国か出雲国への遷任を望んでいる。源経仲も除目当日に源俊房を訪れ、「為<sup>23</sup>得替公文之第一、此三箇年無<sup>24</sup>其恩賞」として受領の任を望んだ。結果として源経仲が上野得替により出雲守に任じられた<sup>23</sup>。希望がかなった源経仲は、五日に源俊房の許を慶賀に訪れている（以上『水左記』）。

源経仲は早速出雲国への下向の準備に入ったらしく、十月九日には

源俊房から栗毛馬一疋が贈られた。しかし源経仲は十一月十九日、閏十二月八日と源俊房を訪問している(以上『水左記』)、出雲国への出立はその後と思われる。

『夫木抄』には承保三年(一〇七六)十一月のこととして「出雲守経仲名所歌合」の歌計七首を収めている。承保三年は源経仲が出雲守に任じられる前なので誤りである。萩谷朴氏は、承暦元年十一月の誤りで、歌枕として出雲山、出雲川、出雲の浦など抽象的な地名のほか、伯耆国会見郡の長田までも出雲国として詠まれており、この歌合は、身内出雲守補任を祝い、まだ見ぬ出雲への出立を前に催されたものと推測されている<sup>(24)</sup>。

源経仲の任終は四年後の永保元年(一〇八一)である。『為房卿記』永保元年八月二十七日条に五節舞姫を献上する受領として「出雲 経仲」とみえ、『師記』十二月二十九日条には源経仲の出雲の公文と大江匡房の美作の公文がともに勸濟請印の政にかけられている。永保二年正月には新司藤原兼平が任じられている<sup>(25)</sup>。経仲の受領功過定が行われた

のは永保三年正月二十九日で、大江匡房(美作守)らとともに審査された(『参議要抄』上)。ここまでで明らかになった出雲守と在任期間を示すと図1のようになる。

### 2 前司の史料しかみえない国司

#### ①藤原明衡

天喜元年(一〇五三) 四年にかけて前出雲守としてみえる藤原明衡<sup>(26)</sup>については、三保忠夫氏が出雲守在任期間を永承四、五年(一〇四九、五〇)ころから天喜元年以前の間であることを明らかにした<sup>(27)</sup>。つけ加えるなら前述のように天喜元年正月に大中臣頼宣が出雲守に任じられていること、『本朝続文粹』巻十に収める藤原明衡の「秋夜同詠」華菊臨<sup>(28)</sup>本心<sup>(29)</sup>教和歌(并序)に「任<sup>(30)</sup>雲州<sup>(31)</sup>而秩罷<sup>(32)</sup>」とあり、出雲守を秩滿となつたらしいことから、一任四ヶ年を遡つた永承四年に出雲守に任じられたとみてよいだろう。

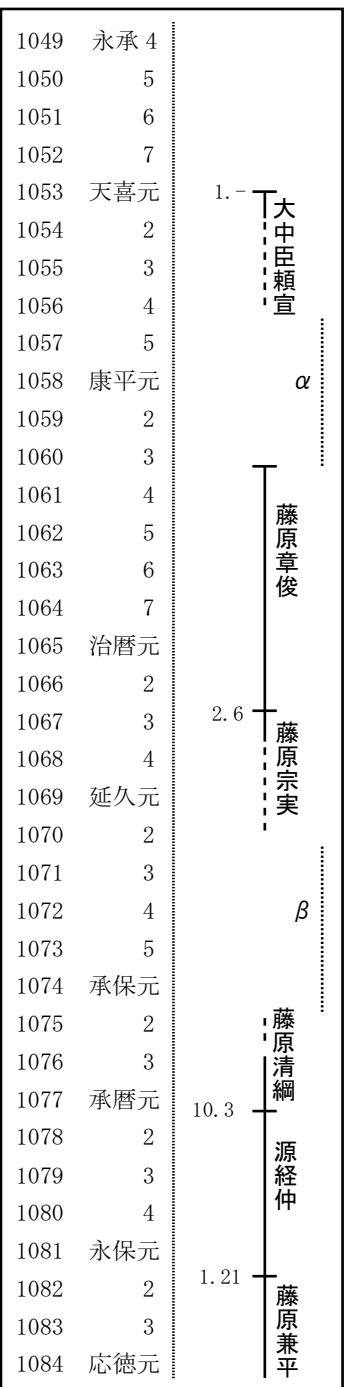


図1 11世紀後半の出雲守

### ②大中臣親長

『国司補任』は、『太神宮諸雑事記』延久元年(一〇六九)九月条から前出雲守大中臣親長を採っている。たしかに、「御祭使王正親正信清王。中臣前出雲守親長。頼宣朝臣等也」(『群書類従』巻三)とみえ、諸本とも同じようである。しかし同じ『太神宮諸雑事記』治暦四年(一〇六八)十二月条には「其後(延久元年)二月廿一日。勅使参宮。使王俊清。中臣主殿少允大中臣親長等也」とあるので、出雲守在任はそれ以前になるはずである。とするなら延久元年九月条で直近の官職である主殿少允ではなく「前出雲守」とするのは不審である。そもそも祭使の王と中臣は各一人が慣例である。神道大系本の『太神宮諸雑事記』に従って、「親長」を衍字とみて、ここは「中臣前出雲守頼宣朝臣等也」としておきたい。親長を出雲守または前出雲守とする史料は他にはみあたらない。大中臣親長が出雲守であったことはなかったとみてよい。

### ③大中臣永清

『国司補任』は「姓欠 永清」とするが、『水左記』承暦元年(一〇七七)十一月十二日条に「後聞、此日有<sup>(33)</sup>奉幣伊勢齋宮帰京<sup>(34)</sup>由云々。使中臣前出雲守永清云々。上左衛門督云々」とあるように、大中臣永清のことである。『太神宮諸雑事記』によれば、天喜五年(一〇五七)二月三日「散位従五位下大中臣永清」が神祇少祐大中臣公輔の代わり「造宮使に任じられたが、康平二年(一〇五九)三月十九日には「造宮使神祇少副元範朝臣」とみえるので、それ以前に造宮使の任を離れている。次に大中臣永清がみえるのは『太神宮諸雑事記』延久元(一〇六九)年六月条で、「祭使散位大中臣永清参下」とある。

大中臣永清が出雲守だったのは、散位とされている史料のみえない時期で、次の三時期がここでは可能性としてあげられる。藤原明衡以前―永承三年以前、大中臣頼宣と藤原章俊の間―天喜三年(一〇五五)―康平三年(一〇六〇)ころ(図1<sup>(35)</sup>、藤原宗実と藤原清綱の間―延久元年(一〇六九)六月―承保二、三年(一〇七六)以前(図1<sup>(36)</sup>)。

#### ④藤原行房

藤原行房は、『水左記』の承暦元年(一〇七七)十二月から閏十二月にかけての五ヶ所<sup>(37)</sup>に前出雲守としてみえる。出雲守見任史料は今のところ見出せていない。それ以前、藤原行房は『定家朝臣記』康平三年(一〇六〇)七月十九日条に因幡守とみえ、同書康平五年正月二十日条では前因幡守とみえる。したがって藤原行房が出雲守だったのは因幡守見任の時期以降、つまり康平四年ころから承暦元年十一月までの間になる。そうすると図1<sup>(38)</sup>、つまり藤原宗実と藤原清綱の間しかない。藤原宗実が一任四ヶ年出雲守をつとめ、藤原清綱が承保元年―三年の間に出雲守に任じられたと仮定すれば、延久三年(一〇七一)―承暦元年(一〇七四)一任四ヶ年か、延任して承保二年までの五ヶ年が藤原行房の在任期間だったことになる。

これは出雲国正税返却帳の判明している年度にはば対応する。とすれば出雲国正税返却帳は藤原行房の在任期間に関わるものではないかと想定できる。それが成り立つためにはさらに、正税返却帳はどのように作成され機能するものか、なぜ承暦二年十二月末日付で作成されたのか、なぜ紙背が延喜式を写す料紙として再利用されたのかなどの問題が、藤原行房との関係で説明されなければならない。またそのことによって、大中臣永清の出雲守在任時期が藤原宗実と藤原清綱

の間に入る可能性がほぼなくなることになる。章を改めて藤原行房とその周辺の状況から検証していきたい。

### 二 家司受領藤原行房とその周辺

#### 1 撰閔家司としての藤原行房

『尊卑分脈』によると、藤原行房は北家良世流藤原邦恒の子である。母は南家貞嗣流藤原信理の女、同母兄に義綱がいる。康和三年（一一〇二）に七十四歳で死去したことから逆算すると、長元元年（一一二八）の生まれとなる。子は、高階経重女との間に行実、高階業敏女との間に邦宗、母不明の佐実と女子二人が確認できる。女子のうち一人は藤原宗忠の妻になり、宗能・宗成を生んでいる。宗能が生まれたのが応徳元年（一一〇八四）のことであるから、女が宗忠の妻となったのはそれ以前ということになる。図2に関係を整理して示した。このうち邦恒、邦宗、佐実、高階業敏らが家司・職事などの撰閔家家政職員だったことが明確で、とくに父邦恒は、藤原頼通の家司をつとめ、阿波・備中・讃岐・伊予などの受領を歴任し、その財力をもって造寺造仏を行った典型的な撰閔家司受領の一人だった。舅高階氏も一族で多数の撰閔家司と受領を占めていた。

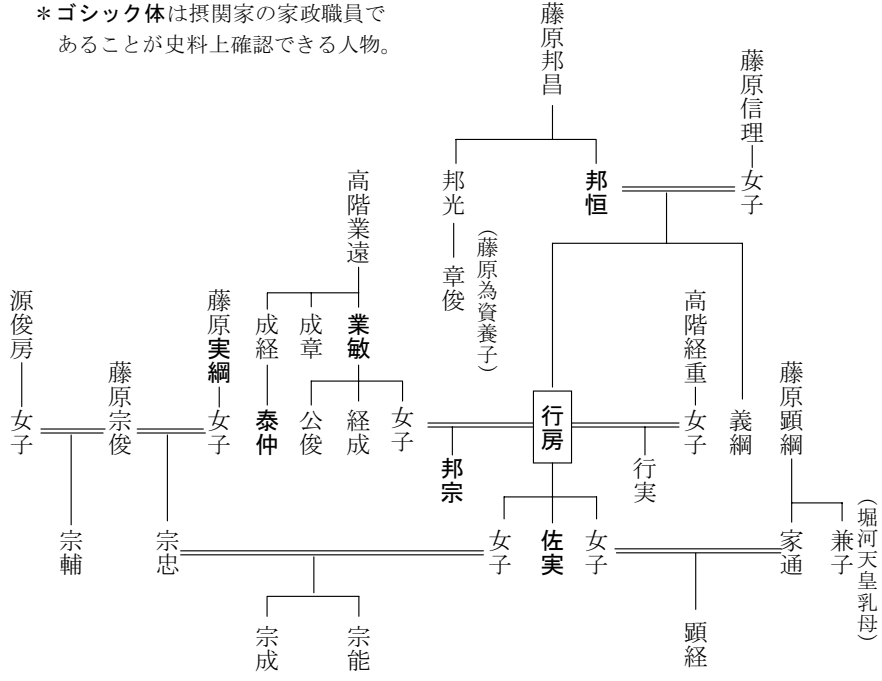
藤原行房の官歴は、二十歳の永承二年（一一〇四七）十二月一日に六位藏人に任じられたときからはじまるが、同時に父邦恒と同様に藤原頼通に仕えはじめたらしい。康平三年（一一〇六〇）ころから、藤原師実の任内大臣の参内と慶賀の前駆をはじめ、春日詣、藤原頼通の任太政大臣大饗、東北院供養など撰閔家の行事に奉仕している姿がみえはじめる。康平五年四月二十二日に藤原師実が左近衛大将に任じられた

際、藤原行房は御隨身所別当に任じられ、八月二十九日の関白藤原頼通の木幡詣では職事としてみえるなど、正式に撰閔家の家政職員になっていることが確認できる。

次に史料にみえるのが前出雲守とされる承暦元年（一一〇七七）以降である。『水左記』にたびたびの来訪が記録され、三男佐実が源俊房第で元服するなど、源俊房との親密な関係もうかがえるが、基本的には撰閔家家司として、藤原師通の春日祭奉幣や藤原師実の日吉詣、石清水詣や任太政大臣大饗などへの奉仕を続けている。

また一方で陽明門院別当、篤子内親王家別当にも任じられている。後三条天皇四女の篤子内親王は陽明門院禊子内親王の養女でもあり、陽明門院が居所として寛治四年（一一〇九〇）七月に遷御した鴨院は、もともとと行房が所有し藤原師実が買得したものと推測されている。藤原行房は撰閔家と陽明門院をつなぐ位置にいたともいえる。

寛治年間以降は『中右記』に藤原行房が散見するようになる。記主藤原宗忠の舅でその動向に注意されたこともあるが、家司のなかにおける地位も上位に位置するようになったためであろう。撰閔家の元日拝礼、前駆などでは四位大夫の筆頭として記されることが多い。正月臨時客ではほぼ毎年、家主師実の一献の盃を行房が進めている。寛治七年（一一〇九三）十月、藤原師実が関白辞表を上奏し勅答使を高陽院に迎えた際には、藤原行房が勅答使の招き入れや祿の取次ぎを行い、撰閔家吉書を奉じている。嘉保元年（一一〇九四）三月、藤原師実が関白を辞し、藤原師通が関白に任じられた際の、朱器大盤渡の儀において行房は師実側の家司としてみえているが、同時に師通家の家司にも任じられた。ひき続き藤原師通第の臨時客でも家主一献の盃を進めてい



\*ゴシック体は撰閔家の家政職員であることが史料上確認できる人物。

図2 藤原行房関係系図

このように藤原行房は、ほぼ一貫して撰閔家家司をつとめ、とくに寛治年間以降は藤原師実の家司を代表的するような一人として撰閔家の儀礼や饗宴などに奉仕していた姿がみてとれる。しかし同じ家司でも実務官僚として撰閔家を支えたような活動の直接的な史料はあまりみあたらない。

#### 2 受領としての藤原行房

藤原行房は撰閔家家司をつとめるとともに受領を歴任した。阿波守、因幡守、出雲守、美濃守が確認できる。次にそれぞれの在任時期を検討する。

##### ① 阿波守

永承年間の『関白家藏人所歌合』に阿波守としてみえる。『公卿補任』天喜三年（一一〇五五）条によると、長久五年（寛徳元年、一一〇四四）正月から永承二年（一一〇四八）十一月まで高階成章が阿波守の任にあつた。高階成章は藤原行房の舅高階業敏の弟にあたり（図2）、撰閔家とも深いつながりがあった。その後任に任じられたとすれば、永承四年（一一〇四九）～七年（一一〇五二）ころが藤原行房の阿波守在任期間と思われる。

##### ② 因幡守

『定家朝臣記』康平三年（一一〇六〇）七月十七日条に因幡守としてみえるが、康平五年正月二十日条では前因幡守とされるので、康平四年までには因幡守を離れている。天喜末年か康平初年頃から康平三、四年頃が藤原行房の因幡守在任期間と思われる。

## ③ 出雲守

前章で論じたように、出雲守の在任期間は延久三年（一〇七一）～承保元年（一〇七四）か二年ころと想定される。

## ④ 美濃守

『水左記』承暦四年（一〇八〇）九月八日条によると、その二日前に任国美濃から上洛した藤原行房が源俊房を訪問している。『為房卿記』承暦三年五月十九日条にみえる「美濃守行□□鴨院」が行房のことだとすれば、承暦三年五月以前には美濃守となっていた。

前任の美濃守は、承保二年（一〇七五）十二月二十八日の官宣旨に「当任司」とされる藤原定房である。『尊卑分脉』によると藤原定房は藤原道兼の孫にあたり「三乃両度任」とあるように、二度美濃守をつとめた。最初は天喜年間<sup>59</sup>で、承保二年ころは二度目となる。承保二年十二月二十八日の官宣旨は、東大寺領大井・茜部荘について官使・国司・東大寺使ともに四至を確認し「押取雑物等」を本荘に弁補することを美濃国に命じたもので、それを受けて発給されたのが承保三年二月十四日付の美濃国司宣、三月二十六日付の美濃国符である。いずれにも「大介藤原朝臣〈在判〉」とあり、これら的大介が藤原定房をさすことは明らかである。

これに対し承暦二年（一〇七八）十二月二十二日「大宰大貳藤原経平宅解」<sup>61</sup>に書き加えられた十二月二十九日付美濃国判にみえる「大介藤原朝臣〈花押〉」が、藤原定房か、藤原行房かは判然としない。一旦保留にして、次に任終の時期を検討したい。

『後一条師通記』永保三年（一〇八三）二月一日条に美濃守とされるが、『大饗部類記』寛治三年（一〇八九）正月二十一日条に「前美濃守」

とみえて以降は、康和三年（一一〇一）六月四日に七十四歳で死去する（『中右記目録』）まで一貫して前美濃守とされる。嘉保三年（応徳元年、一〇九六）五月十二日官宣旨には、「前司公俊朝臣任中、去寛治元年八月十六日官符云」とあり、寛治元年八月までには高階公俊が美濃守に任じられている。したがって藤原行房は遅くとも寛治元年八月以前には美濃守を離れていた。

ところで『為房卿記』寛治元年（一〇八七）四月十六日条には、賀茂祭の斎王渡御行列のなかに、

典侍兼子（御乳母、頭綱朝臣娘、前駈六人）加賀守家道、散位有佐、美乃守家隆、尾張権守敦俊、越後権守為隆、藏人典薬助隆忠

とあり、美濃守家隆の名がみえる。前駈六人のうち家道（家通）・有佐は典侍兼子と同じ藤原頭綱の子とされる（『尊卑分脉』）。頭綱の子、兼子の兄弟がともに前駈をつとめたとすれば、家隆もまた『尊卑分脉』に頭綱の子で家通・有佐・兼子の兄弟としてみえる道経（本名家隆）のことであり、応徳三年（一〇八六）と寛治元年に参河権守としてみえる藤原家隆<sup>63</sup>と同一人物ではないだろうか。家隆を美濃守とする史料は他にみあたらない。『為房卿記』の「美乃守家隆」は「参河権守家隆」の誤記ではないかと思われる<sup>64</sup>。

高階公俊は美濃守を重任し、寛治七年（一〇九三）十二月二十七日まで美濃守としてみえる（『中右記』同日条）。嘉保二年（一〇九五）正月には新司源義綱が任じられた（『魚魯愚鈔』）。嘉保元年十一月十二日に藤原（名欠）が美濃守としてみえるが（『平安遺文』補二八七）、同年二月二日に藤原家保が美濃権守に任じられているので（『除目大間書』）、権守と混同しているとみられる。したがって高階公俊の美濃

守在任は寛治元年（一〇八七）から嘉保元年（一〇九四）の重任八ヶ年とみてよい。以上より藤原行房の美濃守在任は承暦三年（一〇七九）から応徳三年（一〇八六）までの重任八ヶ年の可能性が高くなる。

## 3 東大寺封戸惣返抄と受領の任期

ここで視点を變えて年月日未詳「東大寺封戸文書書上」<sup>65</sup>にみる封物惣返抄の発給状況から受領の任期を検討してみたい。この文書は、東大寺が承保二年（一〇七五）から嘉保元年（一〇九四）までに発給した二十国の封物返抄類をほぼ発給年月日順、目録状に記載する。それによるとまず封物の一部の納入に対して仮返抄が発給され、完済されると惣返抄が発給された。このうち美濃国の惣返抄部分を抜粋すると次のようになっている。

## A 美濃国惣返抄成之了

承暦二年十二月廿四日成<sub>コ</sub>給行慶了

B 美濃国惣返抄成了<sub>レ</sub>去承暦三三四永保元二三応徳元二并八ヶ年料成了<sub>レ</sub>  
寛治五年八月廿九日 慶増都那師勞

Bは承暦二年（一〇七八）から応徳二年（一〇八五）まで八年分が一括して寛治五年（一〇九二）八月二十九日付で発給されている。Aの対象年度は不明であるが、Bに承暦二年度分が含まれているので、承暦元年以前のある年度分であろう。Bの対象年度に藤原行房の在任が推測される期間が含まれ、A・Bともに問題の承暦二年が関わっている。そこで一括発給される惣返抄の対象年度の意味を明らかにすることにより、受領の任期との関係を考えてみたい。

数年度分を一括した惣返抄が後年に発給されている状況はほぼすべての国に共通する。しかも四年ないし八年分を一括している例が多い。大石直正氏は国司の任期を反映していると指摘したが、<sup>67</sup> 具体的にどのように関係しているかは示されていない。そこで美濃国以外のすべてについて惣返抄の対象年度と国司の任期を対応させてみた結果が表1である。注目すべきは、前任者の任終年と後任者の任中の計四年分、または前任者の任終年と後任者の任中の計八年分になっているとみられるケースが非常に多いことである。任終後だいたいぶたつてから前任者の任終一年分を含んだ惣返抄が一括して発給されているのである。このことは何を意味しているのであろうか。

そもそも惣返抄は受領の任中に納官封家物を皆済したことを証するために必要であった。『北山抄』卷十「功過定事」には、「先披<sub>コ</sub>見申文勘文并<sub>レ</sub>寮功過勘文、令<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>請調庸雜米惣返抄、勘税帳・封租抄帳之年限〈合格者注<sub>レ</sub>其由<sub>レ</sub>〉及<sub>レ</sub>年料新委不動種々別功等」とあり、受領功過定の合格には、調庸雜米惣返抄、正税帳などとならんで封租抄帳の年限が条件となっていた。封租抄帳は封戸租返抄の写しである。『西宮記』卷二除目には合格の定文の様式が示されており、税帳と封租抄帳については次のようにされている。

勘済税帳何箇年〈某年〉

前司任終一年〈某年〉

当任何年〈某年〉合格〈八年・四年注<sub>レ</sub>合格<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>件等年〉及<sub>レ</sub>不滿<sub>レ</sub>年限<sub>レ</sub>者不<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>合格<sub>レ</sub>

封租抄帳何箇年

封租抄帳も税帳に準じて前司任終一年と当任三年以上の計四年以上の

表1 東大寺封戸惣返抄と国司の関係 (「東大寺封戸文書書上」『平安遺文』1334より)

国名	惣返抄の日付	惣返抄の対象年度		対象年度に対応する国司(前司・当分の別)
伊賀	寛治2(1088)3.6 嘉保1(1094)11.12	承暦3(1079)～応徳3(1086) 寛治1(1087)～嘉保1(1094)	8年 8年	某(前司任終年)/藤原清家(当任) 藤原清家(前司任終年)/小槻祐俊(当任)
駿河	応徳3(1086)6.20 寛治3(1089)12.26 嘉保1(1094)9.2	永保2(1082)～応徳2(1085) 応徳3(1086)～寛治3(1089) 寛治4(1090)～寛治7(1093)	4年 4年 4年	不明 藤原経忠(当任)か 藤原経忠(前司任終年)/源師隆(当任)
上総	永保1(1081)8.29	承保3(1076)・承暦1(1077)	2年	橘宗孝(当任)か
近江	寛治2(1088)12.27 嘉保1(1094)11.26	承暦1(1077)・承暦2(1078) 寛治2(1088)～寛治5(1091)	2年 4年	橘俊綱(当任) 藤原敦家(前司任終年)/高階為家(当任)
美濃	承暦2(1078)12.24 寛治5(1091)8.29	? 承暦2(1078)～応徳2(1085)	? 8年	
上野	承保3(1075)4.9 承保3(1076)10.11 応徳2(1085)8.5 嘉保1(1094)11.6	承保2(1075) 承保3(1076) 承暦1(1077)～応徳1(1084) 寛治3(1089)～寛治6(1092)	1年 1年 8年 4年	藤原定俊(当任)か 藤原定俊(任終年)か 藤原定経か源頼盛(前司任終年)/源家宗(当任) 某(前司任終年)/高階業房(当任)
下野	承暦3(1079)11.23	承保1(1074)～承暦1(1077)	4年	源義綱(当任)か
若狭	承暦4(1080)11.16	承保3(1076)～承暦3(1079)か	4年	某(前司任終年)/源政長(当任)
越中	承暦1(1077)⑩.20 永保1(1081)7.25 応徳2(1085)7.20 寛治2(1088)8.3 寛治7(1093)8.19 嘉保1(1094)11.12	延久5(1073) 承保2(1075)～承保3(1076) 承暦1(1077)～承暦4(1080) 永保1(1081)～応徳1(1084) 応徳2(1085)～寛治2(1088) 寛治3(1089)～寛治6(1092) 寛治7(1093)	3年 4年 4年 4年 4年 1年	藤原資清(当任)か 藤原資清(前司任終年)/源公盛(当任) 源公盛(前司任終年)/平時範(当任) 平時範(前司任終年)/清原定俊(当任) 清原定俊(前司任終年)/橘頼里(当任) 橘頼里(任終年)か
越後	承暦2(1078)9.17 承暦4(1080)7.19 寛治2(1088)12.20 嘉保1(1094)9.2 嘉保1(1094)11.12	承保1(1074)・承保2(1075) 承保3(1076)～承暦3(1079) 承暦4(1080)～応徳1(1084) 応徳2(1085)～寛治6(1092) 寛治7(1093)	2年 4年 4年 8年 1年	源頼仲(当任) 源頼仲(当任) 源頼仲(前司任終年)/高階為章(当任) 高階為章(前司任終年)/藤原国明(当任) 藤原国明(任終年)
丹波	寛治1(1087)8.16 寛治7(1093)2.10	承暦1(1077)～永保3(1083) 応徳2(1085)～寛治6(1092)	7年 8年	藤原顕綱(前司任終年)/藤原顕季(当任) 源顕仲(当任)
丹後	承暦2(1078)8.29 応徳1(1084)4.28 応徳1(1084)5.5 寛治4(1090)12.26 寛治5(1091)1.21	承保1(1074)～承保3(1076) 承暦2(1078)～永保3(1083) 承暦1(1077) 応徳1(1084)～寛治1(1087) 寛治2(1088)・寛治3(1089)	3年 6年 1年 4年 2年	高階経成(当任) 藤原仲実(当任) 高階経成(任終年、藤原仲実の前司) 藤原仲実(前司任終年)/藤原師信(当任) 藤原師信(当任)
播磨	永保1(1081)9.20 永保2(1082)6.20	承保2(1075)～承暦4(1080) 承保1(1074)・永保1(1081)	6年 2年	高階為家(当任)か 藤原経平(前司任終年)か/高階為家(当任)
美作	永保1(1081)3.16 寛治7(1093)8.1	承保1(1074)～承暦2(1078) 承暦3(1079)～寛治1(1087)	5年 9年	大江匡房(当任) 大江匡房(前司任終年)か/源清長(当任)
周防	永保1(1081)3.16 応徳2(1085)7.20 嘉保1(1094)11.12	承保3(1076) 承暦4(1080)～永保3(1083) 寛治2(1088)～嘉保1(1094)	1年 4年 7年	源顕仲(当任)か 藤原通宗(前司任終年)/藤原某(当任) 藤原敦基(前司任終年)/藤原経忠(当任)
紀伊	応徳1(1084)11.6 寛治7(1093)12.27 嘉保1(1094)11.12	承保3(1076)～永保3(1083) 応徳1(1084)～寛治5(1091) 寛治6(1092)～嘉保1(1094)	8年 8年 3年	某(前司任終年)/小槻孝信(当任) 小槻孝信(前司任終年)/藤原仲実(当任) 藤原仲実(前司任終年)/藤原朝輔(当任)
阿波	寛治1(1087)7.7	永保2(1082)～応徳2(1085)	4年	藤原良綱(前司任終年)/藤原行家(当任)
讃岐	承暦4(1080)12.25 寛治2(1088)3.6	承保1(1074)～承保3(1076) 承暦1(1077)～応徳1(1084)	3年 8年	某(前司任終年)/藤原顕季(当任) 藤原顕季(前司任終年)/藤原顕綱(当任)
伊予	嘉保1(1094)9.2 嘉保1(1094)11.26	寛治3(1089)～寛治6(1092) 永保1(1081)～永保2(1082) 応徳1(1084)～寛治1(1087)	4年 6年	藤原敦家(前司任終年)か/藤原顕季(当任) 藤原定綱(前司任終年)/高階為家(当任)
土佐	応徳1(1084)12.17	承暦2(1078)～永保3(1083)	6年	中原師平(当任)

\* 国司の在任期間は宮崎康充編『国司補任』を参照した。  
⑩は閏12月、嘉保1=寛治8。

勘済が条件だったと考えられる。天永二年(一一二二)十二月末に受領功過定にそなえて前丹波守源季房の「公文々書」が政にかけられる予定だったが、法勝寺御封未済のため政が停止されているように、十二世紀初頭においてもなお封物の返抄は受領功過定には必須だった。「東大寺封戸文書書上」にみえる諸国の惣返抄の発給状況は、前任任終年と当分分という受領功過定における税帳と封租抄帳をはじめとした公文勘済の条件に対応しているのである。

美濃国の惣返抄Bが発給された直後の寛治五年(一一九二)の九月二十四日、『為房卿記』には「今日、不堪奏(権弁)、美濃前司行房朝臣奏申」とあり、藤原行房の美濃国不堪佃田奏が奏上されている。形骸化して実質を失っているとはいえ、不堪佃田数に基づいて田租量が算出されることになっているので、不堪佃田奏は租帳と税帳の勘済のために必要な申請だった。藤原行房が美濃守任中分として行ったものである。惣返抄Bと不堪佃田奏はともに、このとき藤原行房が公文勘済を進めていたことを示すものである。

以上の点から、惣返抄Bの対象年度、承暦二年(一一七八)は前司藤原定房任終年分、承暦三年(一一七九)～応徳二年分(一一八五)が藤原行房当任七ヶ年分と解することができる。そうすると、惣返抄Aは藤原定房が承暦二年の任終にあたって承暦元年以前の任中分として発給された可能性がある。また承暦二年十二月二十九日付美濃国判の大意の署判も、藤原定房が任終にあたって最後に処理したものとみることができよう。藤原行房の美濃守在任期間は承暦三年～応徳二年とすることができる。

藤原行房は康和三年(一一一一)六月四日に七十四歳で死去するが

(『中右記目録』)、受領としての経歴は美濃守が最後となった。<sup>⑪</sup>  
このように藤原行房が承暦三年(一一七九)に美濃守に任じられたとすると、出雲国正税返却帳が承暦二年十二月末日付で一括して作成された事情が説明できる。そのためには、まず正税返却帳と受領功過定の関係について論じておかなければならない。

### 三 出雲国正税返却帳の作成、発行と伝来

前述のように受領功過定では前任任終一年と当分分の合計四年分以上の税帳勘済が合格に必要なだった。出雲国正税返却帳の年度が前任者任終一年と藤原行房当分分にあたることすれば、受領功過定の税帳勘済の年限に合致する。

本来、延喜主税式勘帳条の規定では毎年国司から太政官に提出された正税帳が主税寮に下されて勘会が行われる。不備や未填・未納・欠負がある場合、主税寮はそれらを書き出して(勘出して)正税帳を国に返却する旨を理由とともに民部省に上申し、民部省はこの解に押署を加えて国に送った。これが正税返却帳である。<sup>⑫</sup>

九世紀末以降、未納・未進が増大し正税帳自体が進められなくなるなか、寛平六年(八九四)には、八年以上の正税帳を勘済すれば旧年欠未填のため返却帳を請け取ることになってみかまわないうことになった。<sup>⑬</sup>承平七年(九三七)には、勘済すべき八年分のうちに前司任終一年と当分三年分を含むこととされた。<sup>⑭</sup>そして十世紀後半以降は、税帳勘会が任終年または得替後に一括して行われるようになった。<sup>⑮</sup>

出雲国正税返却帳は延長元年(九二二)から延久二年(一一七〇)までの一四七年間のうち、延長元年から長保五年(一一〇三)まで断

統的に三一年分の勘出を記載する。鈴木一見氏によれば、税帳勘会にあたって勘出の申請をして認められれば、前任者の欠を保留し当任分だけの勘済でよいことになっていた。そのため出雲国正税返却帳は、未填のまま保留された勘出の記載が累積した状態になっている。しかし長保五年を最後に勘出の記載がなくなるのは、当該期の財政破綻と税帳勘会の弛緩、形骸化を示すものであり、形骸化した後も正税返却帳が作成され続けた結果であるとされる<sup>②6</sup>。

形骸化しても正税返却帳が作成され続けたのは、他の公文とともに受領の公文勘会と功過定に必要だったからである。百数十年も前から勘出が累積して記載された正税返却帳ではあるが、そのことは逆に当任国司には補填すべき欠がなく勘済したことを形式的には示すとみなされたのである。出雲国正税返却帳冒頭の補填すべき穀額の欄が空白になっているのはそのためであろう。『西宮記』巻二除目によれば、受領功過定では税帳の勘済が審議されるが、対象年度は前任者の任終年と当任の各年度とされる。つまり十一世紀には、前任者の任終年と当任の各年度の税帳勘会を一括して受け、正税返却帳を請け取ることで、受領功過定のために必要だったのである。

十二世紀初頭でも受領任終時における公文勘済の請印を得るためには、調庸惣返抄と正税返却帳が含まれていなければならなかった。『中右記』元永二年(一一一九)十二月二十九日条によると、この年因幡守の任終を迎えた藤原宗成(宗忠の子)の公文勘済において、主計寮が調庸惣返抄を、主税寮が正税返却帳を発行するにあたって、八幡宮宝塔院と千手院の加拳稲返抄のないことが問題にされた。藤原宗忠が調べたところ、すでに返抄は放たれていて弁済使の手落ちだったとし、

八幡宮宝塔院別当らの返状も得て、ようやく正税返却帳が発行されることになった。その際、翌年正月六日の叙位儀以前に正税返却帳が送られてくること、正税返却帳の奥には元永二年十二月二十九日の日付を附すこと、などを主税寮との間でとりかわしており、「返却帳奥皆元永二年十二月廿九日之由各注入也」と記していることから、複数の正税返却帳に一括して同じ日付が附されたこともわかる。鈴木一見氏も指摘するように返抄の取得と照合が正税返却帳発行の条件となっていたのである<sup>②8</sup>。

以上から考えれば、出雲国正税返却帳が複数年分を一括して作成されたのは、藤原行房の税帳勘会の結果であり、その内訳を前司任終一年と藤原行房当任分とみてよいことがわかるだろう。とすれば、年次不明の某年帳は延久三年帳前半部分か、延久五年帳断簡のいずれかとみてほぼまちがいない。

では次になぜ承暦二年(一一七八)十二月末日付なのであろうか。十一世紀後半から十二世紀の受領の任期と受領功過定の関係を検討した寺内浩氏によると、遷任の場合受領功過定を行わないことが多いが、一旦受領を辞めたあとは再任する際には受領功過定が行われていることが指摘されている<sup>②9</sup>。承暦三年に藤原行房が美濃守に任じられたとすれば、その前に前任の出雲の受領功過定を受けなければならなかった。そのため公文を勘済する必要があるが、承暦二年十二月末日付けで正税返却帳が発行されたと考えることができる。

最後に出雲国正税返却帳がなぜ九条家本『延喜式』巻九・十の裏文書として残ったのかという問題である。九条家本『延喜式』の書写過程については、裏文書群との関係から鹿内浩胤氏によって分析され、

十世紀末から十四世紀ころにかけて八時期にわたって撰関家周辺で書写されたと指摘されている。なかでも過半を占める巻一・四・七(甲本)・八・十一・十三・十五・十六・二十・二十一・二十九(三十二・三十六・三十八・三十九、および巻二は十一世紀中葉から後半にかけて、藤原頼通の命で家司により一括書写されたのではないかと推測されている。それらの巻の裏文書には清胤王書状、上野国交替実録帳、

永承三年(一〇四八)紀伊国名草郡郡許院収納米帳・同進未勘文、天喜五年(一〇五七)丹波国高津郷司解など受領関係文書を多数含み、それぞれ上野介藤原良任、紀伊守平定家、丹波権介中原師平など撰関家家司であったり頼通と結びつきの強かったりする人物と関係している。巻九・十については、一筆で書写されていること、筆跡が同一であることなどから両巻が同時期、おそらく十一世紀末ころに書写されたと指摘するにとどまっている<sup>③0</sup>。

ここまで論じてきたように、出雲国正税返却帳が藤原行房の出雲守受領功過にかかわるものであること、藤原行房が撰関家家司だったことから、反故にされた紙背を利用して巻九・十も撰関家周辺で書写されたと推測できる。あるいは藤原師実か師通の命で書写された可能性もあるだろう。

## おわりに

以上、出雲国正税返却帳が撰関家家司だった出雲守藤原行房の受領功過のために発行され通用した文書であったことをほぼ明らかにしたのではないかと思われる。前司任終年分(延久二年(一一七〇))と藤原行房当任分(延久三年(一一七四))の五年分のうちで

あり、承暦二年(一一七八)年末の日付が附されたこの返却帳の発行によりこれらの税帳が勘済され、他の公文勘済とあわせて受領功過定を受け、承暦三年に美濃守として受領に再任されたと考えられる。単なる「儀礼のための文書」ではなかったのである。

また藤原行房が撰関家家司だった関係で、反故となった出雲国正税返却帳の紙背が、当時撰関家で進められていた延喜式の書写料紙として再利用されたと推測されるが、その時期がいつで、どのような事情で行われたのかは、十分に明らかにすることはできなかった。九条家本『延喜式』は、他にも上野・紀伊・丹波国などの受領関係文書をはじめ多くの反故公文書の紙背を利用して書写されている。撰関家やその周辺における反故文書を集積し二次利用するシステムとあわせて検討されるべき問題であろう。

本稿では出雲国正税返却帳の内容、税帳勘会および受領功過定そのものの分析には踏みこまなかった。本稿で論じた史料性格をふまえ今後より深められていくべき課題である。

## 註

- (1) 代表的なものをあげると、虎尾俊哉「延喜式税式勘税帳条の研究」(『弘前大学国史研究』一一、一九五八年)、高橋崇「出雲国正税返却帳の基礎的研究」(『東北大学教養部文科紀要』九、一九六二年)、村井康彦「平安中期の官衙財政」(『古代国家解体過程の研究』、岩波書店、一九六五年)、佐々木宗雄「十世紀の位禄制と不堪佃田制」(『日本王朝国家論』、名著出版、一九九四年、初出は一九八九年)、寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(『受領制の研究』、

- 塙書房、二〇〇四年、初出一九九四年)、山下信一郎「平安時代の給与制と位祿」(『日本歴史』五八七、一九九七年)、鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳―北山抄の解釈からみる平安財政史の一考察 その三―」(羽下徳彦編『中世の社会と史料』、吉川弘文館、二〇〇五年) など。
- (2) 大日方克己「出雲国正税返却帳」覚書(『社会システム論集』六、二〇〇一年)。
- (3) 鈴木一見前掲注(1) 論文。
- (4) 宮崎康充編『国司補任』(国書刊行会、一九八九―一九九一年)
- (5) 『皇大神宮諸雜事記』治暦五年(延久元年、一〇六九) 九月条に「中臣前出雲守頼宣」、「帥記」永保元年(一〇八一) 五月二十九日条に「出雲前司頼宣」とみえる。
- (6) 『本朝世紀』寛治元年(一〇八七) 十一月十八日条。
- (7) 北島家文書、『大社町史』史料編古代・中世三三五、『鎌倉遺文』七〇一七。
- (8) 『大社町史』上巻第三章(執筆井上寛司)、一九九一年。
- (9) 『百鍊抄』康平四年(一〇六二) 十一月二十九日条に「出雲国杵築社顛倒」とあり、同五年二月十二日条「諸卿定」申出雲大社顛倒并吉備津宮焼亡事」とある。
- (10) 山岸常人「中世杵築大社本殿造営の実態と背景」(『仏教芸術』二七八、二〇〇五年)。
- (11) 『中右記』天仁元年(一一〇八) 正月二十四日条。
- (12) 『中右記』永久二年(一一一四) 十二月十四日条
- (13) 『公卿補任』永暦元年(一一六〇) 藤原光隆尻付は出雲守任命を
- 保延四年(一一三八) 十二月二十九日とし、「杵築大社造営遷宮旧記注進」は保延五年十二月とする。
- (14) 佐古愛己「撰関・院政期における受領成功と貴族社会」(『立命館文学』五九四、二〇〇六年) は、これらの重任を受領成功として位置づけている。
- (15) 『水左記』承暦元年(一〇七七) 十月十五日条、十一月九日条、十二月十日条。
- (16) 『尊卑分脉』によれば、藤原宗実は道長二男頼宗の子兼頼の子としてみえる。また兼頼については「号」小野宮中納言」と記される。
- (17) 『水左記』承暦元年(一〇七七) 八月二十九日条および『尊卑分脉』によれば藤原公成の養子で実父は大江定経である。なお『水左記』には右衛門佐藤原清綱という人物もみえるが、八月二十九日以降にも頻見するので、出雲守藤原清綱とは別人である。こちらは『尊卑分脉』によれば良門流藤原頼成の子である。
- (18) 厳島文書、『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』新出厳島文書五、『平安遺文』一〇八四。
- (19) 厳島文書、『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』浅野忠充氏旧蔵厳島文書一、『平安遺文』二四一〇。
- (20) 『水左記』承暦元年(一〇七七) 八月二十四日条。
- (21) 『院号部類』、『類聚符宣抄』巻四。
- (22) 『水左記』によると出雲守藤原清綱・安芸守源雅房のほか、たとえば八月二十二日には石見守藤原国房が出家し(まもなく死去か)、九月十三日には但馬守源高房が死去している。

- (23) そのほかたとえば左中弁藤原隆方が但馬守に、源致通が石見守に、散位源俊輔が安芸守にそれぞれ任じられている。
- (24) 萩谷朴『平安朝歌合大成』第四巻(同朋舎出版、一九九六年、初版一九六〇年)。
- (25) 『公卿補任』永保二年(一一〇八) 中納言藤原経季の項に「正月廿一日辞職。以男従四下兼平」申「任出雲守」とある。
- (26) 『御産部類記 下』巻十七は、天喜元年(一一〇五) 六月二十日に誕生した貞仁親王(白河院) の浴殿読書役に前出雲守藤原明衡が任じられたとし、『中右記部類紙背漢詩集』巻七には、天喜三年三月三日に勸学院において詠じられた前出雲守明衡の一首がみえる。また『本朝続文粹』巻六康和六年(長治元年、一一〇四) 正月二十六日藤原敦基奏状によると、天喜四年に出雲国公文未勘のまま藤原明衡は式部大輔に任じられたとする。
- (27) 三保忠夫「藤原明衡」(『藤原明衡と雲州往来』、笠間書院、二〇〇六年、初出一九八六年)。
- (28) 『水左記』承暦元年(一〇七七) 十二月十一日・十二月十四日条、閏十二月七日条、閏十二月十日条、閏十二月十九日条。
- (29) 『中右記目録』康和三年(一一〇二) 六月四日条。
- (30) 戸田芳実『中右記―躍動する院政時代の群像』(そしえて、一九七九年)。
- (31) 柴田房子「家司受領」(『史窓』二八、一九七〇年)、寺内浩「院政期における家司受領と院司受領」(前掲注(1) 著書所収、所出一九九八年) および同「受領考課制度の変容」(前掲注(1) 著書所収、所出一九九七年)。
- (32) たとえば長久元年(一一〇四) 六月八日の小除目では、非法により罷免された讃岐守の後任には良吏を選んで復興にあたるべきだとして、後朱雀天皇は源為善を任じようとしたところ、関白藤原頼通が強引に藤原邦恒を讃岐守にしまったと、『春記』同日条はその強引さを批判している。また右京西院の藤原邦恒居所に建立された邦恒堂の丈六阿弥陀如来像は定朝の作で「天下以是為」仏本様」と評される(『長秋記』長承三年(一一三四) 六月十日条) 一方、屋舎について『春記』天喜二年(一一〇五) 五月三日条では、「莊嚴尤可謂過差也」などと評されている。
- (33) 『朝野群載』巻五、永承二年(一一〇七) 十二月一日「藏人所等第勘文」に「蔭子正六位上藤原朝臣行房」とみえる。
- (34) 永承四年(一一〇四) から七年の間の九月十九日に藤原頼通によって催されたと推測される「関白家藏人所歌合」に、六番右方で「阿波守藤原行房」の和歌二首が収められている。萩谷朴『平安朝歌合大成』第四巻(前掲注(24) 著書) 参照。
- (35) 『定家朝臣記』康平三年(一一〇六) 七月十七日条・十九日条。このとき藤原行房は因幡守である。
- (36) 『定家朝臣記』康平五年(一一〇六) 正月十三日条。内大臣藤原師実の春日詣定において、藤原行房は二月五日夕・七日朝の饗の行事に定められた。
- (37) 『定家朝臣記』康平五年(一一〇六) 正月二十日条。
- (38) 『定家朝臣記』康平四年(一一〇六) 七月二十一日条。父藤原邦恒が堂莊嚴の行事をつとめ、藤原行房は掃除をつとめている。
- (39) 『定家朝臣記』康平五年(一一〇六) 四月二十五日条。



- (40) 『定家朝臣記』 康平五年(一〇六二) 八月二十九日条。
- (41) 『水左記』 承暦元年(一〇七七) 十二月十四日条。『前出出雲守行房朝臣三男童』としか記していないが、『中右記』 承徳元年(一〇九七) 正月十四日条によりそれが佐実であることがわかる。理髪を皇后宮亮藤原定兼、加冠を参議藤原宗俊がつとめた。
- (42) 『後一条師通記』 永保三年(一〇八三) 二月一日条。
- (43) 『後一条師通記』 応徳三年(一〇八六) 九月二十五日条。
- (44) 『後一条師通記』 寛治五年(一〇九二) 三月二十六日条。
- (45) 『後一条師通記』 寛治二年(一〇八八) 十二月十四日条
- (46) 永保二年(一〇八二) 十二月「陽明門院序下文案」(東大寺文書四・一、『大日本古文書 家わけ第十八 東大寺文書之十(東大寺図書館架蔵文書之五)』四、『平安遺文』一一九八)。
- (47) 『為房卿記』 寛治五年(一〇九二) 十月九日条。
- (48) 『中右記』 寛治五年(一〇九二) 十月二十五日条。
- (49) 『中右記』 寛治四年(一〇九〇) 七月三日条。
- (50) 『為房卿記』 承暦三年(一〇七九) 五月十九日条、『平安時代史事典』「鴨院」の項。
- (51) 元日の撰関家拝礼としては『中右記』 寛治六年(一〇九二) 正月一日条、嘉保元年(一〇九四) 正月一日条などにみえる。藤原忠実の任中納言慶賀の前駆としては『中右記』 寛治六年(一〇九二) 正月二六日条。
- (52) 『中右記』 嘉保元年(一〇九四) 正月二日条、嘉保二年(一〇九五) 正月三日条、永長元(一〇九六) 年正月三日条など。
- (53) 『中右記』 寛治七年(一〇九三) 十月十日条。
- (54) 『中右記』 嘉保元年(一〇九四) 三月九日条。
- (55) 『中右記』 嘉保元年(一〇九四) 三月十一日条。また『朝野群載』 卷七、嘉保三年(永長元年、一〇九六) 十月二十七日「関白内大臣家符」には別当前美濃守藤原朝臣として行房の署判があつたことがみえる。
- (56) 『中右記』 嘉保二年(一〇九五) 正月三日条、永長元年(一〇九六) 正月三日条。
- (57) 註(34) 参照。
- (58) 承保二年(一〇七五) 十二月二十八日「官宣旨案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『大日本古文書 家わけ第十八 東大寺文書之五(内閣文庫所蔵東大寺文書)』以下、『東大寺文書五』九八・四、『平安遺文』一一二二)。
- (59) 天喜五年(一〇五七) 十月十日「美濃国司官宣旨請文案」(東南院文書七・六、『大日本古文書 家わけ第十八 東大寺文書之三(東南院文書之三)』八三二・二、内閣文庫所蔵美濃国古文書、『東大寺文書五』九九・三一、『平安遺文』八六五、『平定家朝臣記』天喜五年十一月十七日条など。
- (60) 承保三年(一〇七六) 二月十四日「美濃国司庁宣案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『東大寺文書五』九八・五、『平安遺文』一一二七)、承保三年三月二十六日「美濃国符案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『東大寺文書五』九八・七、『平安遺文』一一二九)。
- (61) 石清水田中家文書、『大日本古文書 家わけ第四 石清水文書之一』一四九、『平安遺文』一一六〇。
- (62) 嘉保三年(一〇九六) 五月十二日「官宣旨案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『東大寺文書五』九八・一、『平安遺文』一一三三)。
- (63) 応徳三年(一〇八六) 正月二十六日「参河権守藤原家隆申文」(御堂撰政別記裏文書、『平安遺文』四六五三)。また「親王御元服部類記」輔仁親王条所引『江記』 寛治元年(一〇八七) 六月二日条に「顕綱子参川権守家隆」とみえる。
- (64) 槇野廣造編『平安人名辞典「康平三年」(和泉書院、二〇〇七年) は、『帥記』 永保元年(一〇八二) 十一月二日条に新藏人中宮少進、『中右記』『為房卿記』 寛治五年(一〇九二) 十月十五日条に中務少輔などとみえる家隆を美濃守家隆にあて、顕綱子の参河権守家隆とは別人とする。参河権守と美濃守の時期の重なることが根拠と思われるが、本文のように解し、また後論する東大寺美濃国封物惣返抄の発給状況、不堪佃田奏などとあわせて考えると、『為房卿記』の誤記で、藤原行房から高階公俊へ美濃守が交代したとみた方がよいと思われる。なお当該部分は現存写本間に異なるところはない。
- (65) 『中右記』 承徳元年(一〇九七) 閏正月十六日条に「今朝正四位下行中宮亮高階朝臣公俊卒去、(中略) 経「能登一任・美濃重任、依「有「当縁」補「当時中宮亮」也」とある。
- (66) 東大寺文書四・六五・八五、『平安遺文』一三三四。この文書は、十一世紀後半における納官封家済物の納入状況を示す史料として、封戸制の実態や崩壊とかわつて多くの研究でとりあげられてきた。たとえば大石直正「平安時代後期の徴税機構と荘園制」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』一、一九七〇年)、勝山清次「平安時代後期の封戸制」(『中世年貢制成立史の研究』 塙書房、一
- (67) 大石直正前掲注(66) 論文。
- (68) 阿部猛編『北山抄註解 卷十吏途指南』(東京堂出版、一九九六年)。
- (69) 『殿暦』 天永二年(一一二二) 十二月二十五日条。
- (70) 鈴木一見「不堪佃田についての一考察」北山抄の解釈からみる平安財政史の一考察 その二」(『国史談話会雑誌』三八、一九九九年)。
- (71) 『中右記』によると康和四年(一一〇二) 六月四日に一周忌、天仁元年(一一〇八) 六月四日に七周忌の小仏事が修されているが、いずれも「故前濃州」と記され、『本朝世紀』 康和五年(一一〇三) 八月十四日条に、この日死去した藤原行実が「前美濃守正四位下藤原朝臣行房第一子」と記されるなど、一貫して前美濃守とされている。
- (72) 延喜主税式勘税帳条については、虎尾俊哉前掲註(1) 論文、同「延喜主税式諸国出峯本稻条の研究」(『弘前大学国史研究』一九・二〇、一九五九年)、梅村喬「勘会制の変質と解由制の展開」(『日本古代財政組織の研究』 吉川弘文館、一九八九年、初出一九七四年)、岡田利文「弘仁主税式勘税帳条の成立」(『関晃先生還暦記念日本古代史研究』 吉川弘文館、一九八〇年)、山里純一「税帳勘会制とその実態」(『律令地方財政史の研究』 吉川弘文館、一九九一年、初出一九八五年) など。
- (73) 『類聚三代格』 卷十二「諸使并公文事、寛平六年(八九四) 九月二

十九日太政官符。

(74) 『政事要略』卷五十七交替雜事、承平七年(九三七)五月五日太政官符。

(75) 寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(前掲註(1)著書、初出一九九四年)。

(76) 鈴木一見前掲注(1)論文。

(77) 藤原宗成は、天永二年(一一二二)七月二十九日の小除目で、同年五月二十八日に急逝した藤原長隆の後をうけて、因幡守に任じられた(『中右記』天永二年五月二十八日条、七月二十九日条)。また『朝野群載』卷二十六諸国公文には、後司藤原時通により発給された前司藤原宗成の元永三年(保安元年、一一二〇)十一月九日付「不与解由」と同年十一月二十二日付「已分解由」が収められている。

(78) 鈴木一見前掲注(1)論文。

(79) 寺内浩「受領功課制度の解体」(前掲註(1)著書、初出一九九七)。

(80) 鹿内浩胤「九条家本『延喜式』覚書」(『書陵部紀要』五二、二〇〇一年)。

(81) 田中稔「儀礼のために作られた文書」(『中世史料論考』吉川弘文館、一九九三年、初出一九九〇年)、鹿内浩胤前掲注(80)論文。

〔付記〕本稿は、二〇〇五～〇七年度日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C))「『出雲国正税返却帳』を中心にした平安時代中期財政と公文勘会の研究」(代表者大日方克己、課題番号一七五二〇四二二九)による成果の一部である。